

本科 1 期 5 月度

解答

Z会東大進学教室

選抜東大国語

東大国語



出典：『十訓抄』／ 東京大学・11年

現代語訳

孔子が仰せになっていることがある、「むやみに主君（の意向）に随い申し上げ（てばかりい）ることは、（主君へ）忠義（を尽すこと）ではない。むやみに親（の気持ち）に随うことも、（親への）孝心（の現れ）ではない。反対しなければならぬ時には反対し、随わなければならない時には随う、これを忠義といい、これを孝行という」。

だから、（相手が）主君であれ、父母や親類であれ、親友や仲間であれ、悪い（と思われる）ようなことを、必ず忠告しなければならぬと思うのだが、（道義の衰えた今のよう）世の末にそういうことは（なかなか）できない（ものだ）。人の習性として、（自分がしたいと）思いついたことに（対して）忠告する人は気に入らなくて、（自分に）調子を合わせる人が望ましい（存在であるかの）ように思われる（ものだ）から、（衷心からの忠告を）天は感心だと思いいなるだろうが、主君の悪い点を諫める者が、（主君の）恩顧をいただくことは、めつたにあるものではない。そうして「||その後」、することの悪い様子にもなって「||うまくいかなくなつて」、（その時に）落ち着いて（忠告されたことを）思い出す時には、その人「||忠告してくれた人」が、よく言ったのになあ「||よく言ってくれたのに」と（その正しさに）思い当たるが、また（自分の）気持ちの惹くほうについて「||気持ちが惹かれることについて」、（やりたいと）思っていることのある時は、面倒にも（またその人が）忠告するだろうと思つて、このこと「||自分の意志」を（彼には）聞かせまいと思うのである。これは非常に愚かなことではあるが、多くの人の習性なので、（忠告する側としては）心の中で意地悪く思つたり「||相手について意地の悪い見方をしたり」せず、また（相手を）嫌に思つたりしない程度に接するのがよいのである。

一般に、人が腹立っている時に、厳しく制止するとますます怒る（ものである）。激しい火に少しの水を掛けても、その効果はないだろう。したがって、（その時その時の相手の）意向や様子を考慮して、穏やかに忠告するのがよい。君主がもしも暗愚であつても、

賢臣がそれを助ければ、その国が乱れるはずがない。親がもし増長し（て身勝手に振る舞つ）ても、孝子が注意して随っていけば、その家は充分に持ちこたえるはずだ。重い物であっても、船に乗せると、沈まないのと同様だ。（身分の）上下は変わっても、（それぞれ）身分身分につけて「||それぞれの身分に相応しく」、（自分を）頼りにしているような人に対しては、決してやましいことのないよう、（陰で）意地悪く信頼を裏切る気持ちのないようにしなければならない。（それは）目に見えないところでの、神仏の御利益を考えなければならないため（も）ある。

解答

- (一) ア むやみに君主の意向に随い申し上げるとは、忠義ではない
ウ 自分が思い立ったことに忠告する人は気に入らなくて
カ 相手の意向や様子を考えて、穏やかに忠告するのがよい
- (二) 道義の衰えた世の末には、大事な忠告諫言もなかなかできない
- (三) あの人がよく忠告してくれたのにと、後から納得するが
- (四) 自分の企図について、再び忠告されるのが煩わしいから。
- (五) 人の信頼を裏切るような気持ちを持つべきではないということ。

出典：『多武峰少将物語』一 少将出家 / 東京大学・94

現代語訳

(高光は) 万事心細く思いなざるにつけて、もっぱらこの(出家の) ことだけを御心のうちに自然とお急ぎになられて、外出なさるたびごとに、女君に、「法師になるために(比叡の) 山へ参るのだぞ」と申しいらっしゃいましたので、(女君は) 「いつもの口ぐせですな」と、(高光の言葉を) 冗談だと思いなさって、お申し上げなさった。「本当に今度は(出家するのだ)」と(高光が) 申し上げなされたので、「いつものように夜になったら帰っていらっしゃるでしょうから、それをこそ法師が帰ると見ましよう」と申し上げてお笑いなさったところ、「(今度こそ) 本当だよ」と申し上げて(家から) 出ていらっしゃいましたので、女君は、「法師になろうと言っているのは、自分を嫌っていらっしゃるからであるようだ」と(思っ) て(次のような歌を詠んだ)、

あはれとも……あなたは私のことをいとおしいとも思っていない(のでしようから、出家をしたがるのですな。) 山に、もしあなたが入って出家をしてしまったならば、山の麓の草ではないが、御山の麓に広がる俗世に生える草のようにちっぼけな私は、露にぬれるかのごとく涙を流して、そのままはかなく消えてしまおうでしょう。

と申し上げたところ、高光の少将の君は(次のような歌を返した)、
わが入らむ……私が入ろうとする山の端に気持ち掛かっているように、私が出家をした後も、やはり今まで通り、私のことを心にとめておいてください。露のように消えるなどと言って、あまり思いを詰めて嘆かないでください。私はつゆ忘れたりはしないでしょう。

と申し上げなさって、愛宮の御屋敷をお訪ね申し上げなさって、(上がり口に) 立ったままで(対面して) お帰りになろうとなさるので、「ちょっと申し上げたいことがある」と(高光から) おっしゃっておいでになられたことなので、「どうして(座敷に) お上がりなさることでもないのでしょうか」と(お尋ね) 申し上げなされたが、(高光は) 涙も出ていらっしゃったので、「急いでちょっと行くところがある」と申し上げなさって、格別な(これといった) ことも申し上げなさらず(愛宮の御屋敷を) 出ていらっしゃって、(そのまま) 比叡山にお登りなさって(延暦寺に行き)、御弟がいらっしゃる室(＝僧坊) にいらして、すぐに(御弟君の) 禪師の君をお呼びなさっ

て、「剃髪してくれ」とおっしゃったので、(弟君は)ひどく驚きうろたえて、禪師の君は、「どうして、そのようなことをおっしゃるのですか。御乱心でもなさいましたか」とおっしゃるやいなや、お泣きなされた。

解答

- (一) もっぱら出家のことだけが御心のうちにせわしくお思いになられて
- (二) イ＝「いつもの口ぐせですね」と、冗談だとお受け取りになって
ウ＝どうかあまり悲観しないでほしい。決してあなたを忘れないでしょうから
- (三) どうして立ったままで屋敷にお上がりになれないのですか

解説

(一) 指示内容の指摘と現代語訳の問題。傍線部の直前は「よろづのこと心細く覚え給ふままに」という臃化された表現なので、指示内容は前に直接には求められず、話題を追っていくことになる。傍線部の直後に「出で給ふたびごとくに」『法師になりに山へ……』とあるのに着眼。ここから「法師になること」、つまり「出家をすること」が指示内容と判る。あとは、傍線部が「ただののみ」という限定表現であること、「いそがれ給ひつつ」の処理さえ確実にできれば、解答は容易であろう。「いそがれ」は直前に「御心に」とあることから、「こころに急ぐ」で「心の中で焦って思う」様子を示す。したがって、この「いそぐ」は一種の《知覚動詞》として機能する。《知覚動詞》に付き、動作主が主人公と一致し、「このこと」という事象内容を伴っているので、この「れ」は《自発》と判る。「自然と急ぐような気分になる」のニュアンス。

この問題は、指示内容の「出家」、限定表現で自発であることの三点を訳に表現すればよからう。

(二) 訳の問題が二問。傍線部イは、特に問題になるような部分はないだろう。あえて問題にするとすれば、「例の」という連語の処理ぐらいである。「たはぶれに」は「ふざけて」が直訳だが、「出で給ふたびごとくにきこえ給ひける」ということから、いつも口にする

るが、実行されないことより、「本気にできない」ことを述べているものとつかめる。この後で高光が「まこと」を連発していることから判るだろう。よって、これは「冗談だと」の意味で捉えられよう。

傍線部ウは、和歌の下の句の訳である。ここでは、「なくそ」という《禁止》文型、「つゆくじ」という《打消呼応》の二箇所に注意したいところである。「思ひ入れ」は、口語の「思い入れ」に近いが、口語の「感情移入」よりも、「根をつめて考える」方の意味合いが強い。そうすると、「根をつめるな」というのが具体的に何を意味するかを、解きほぐす必要が出てくる。直前の「女君」の和歌を見れば判るだろう。端的に言えば、「自分が嫌われていると悲観すること」である。この意味を正しく出していければよい。

(三) これも現代語訳の問題。「など」が会話文の冒頭に來ているので、副詞の「など」と判る。「なにと」がつづまったもので、「どうして」という理由に対する《疑問》を示す。「え」は《打消》に呼応しているから、副詞の「え」で可能を示す。「ぬ」と連体形になっているのは、「など」という疑問副詞があるからだ。「のほり」に加えて、「どこに」という要素を補うことが一つの眼目になるか。後に出てくる「比叡にのほり給ひて」の「のほる」とは違うので要注意。ここでは「女君」の家で、女君が発言した会話文であることをおさえている必要がある。傍線部の直前の「立ちながら」に対応している。家で「のほる」とあれば、部屋に上がることである。よって、直訳は「どうして(部屋に)お上がりになれないのですか」になる。

出典：司馬遷『史記』「酷吏列伝」／ 東京大学 00年

書き下し文

孔子曰く、「之を導くに政を以てし、之を斉ふるに刑を以てすれば、民免れて恥無し。之を導くに徳を以てし、之を斉ふるに礼を以てすれば、恥有りて且つ格し」と。老氏称く、「法令滋章にして盜賊多く有り」と。太史公曰く、信なるかな是の言や。法令なる者は、治の具にして清濁を制治するの源に非ざるなり。昔天下の網嘗て密たり。然るに姦偽萌起して、其の極るや、上下相ひ遁れ、振はざるに至る。是の時に当り、吏治は火を救ふに沸くを揚ぐるがごとし。武健嚴酷に非ざれば、悪んぞ能く其の任に勝へて愉快ならん。道德を言ふ者は其の職に溺る。漢興り、觚を破りて圓と為し、雕を斲りて朴と為し、網は吞舟の魚を漏らす。而して吏治は烝烝として姦に至らず、黎民艾安す。是に由りて之を觀れば、彼に在りて此に在らず。

現代語訳

孔子は次のように言った、「法によって民衆を導き、刑罰によって民衆をひとつにまとめようとするなら、民衆は(たまたま悪事が)露顕しなかったときは廉恥心を持つことができない。(これに対して)道德によって民衆を導き、礼節によって民衆をひとつにまとめようとするなら、(民衆はよく教化されて)廉恥心も持ったうえ、さらに(自身を)正しく保つことができる」と。(また)老子は次のように称えた、「法令が明確になればなるほど盜賊も多くなるものだ」と。(そこで、私)太史公(司馬遷)は次のように考えるのだが、これらの言葉はまことに真実を言い表していることだ。法令というものは、政治の手段に過ぎないのであって、(民衆の)是非善悪(を見極める力)の根源を決定するものではない。いにしえの時代には、天下の(法の)網の目は以前は(今よりも詰まって)緻密であった。それなのに邪悪な虚偽が芽生えて、それがひどくなると、目上も目下も互いに相手に責任をなすりつけ、助け合うことなどなくな

るほどだった。そんな時代にあつては、役人の行う行政は、(現実の問題を処理するにあたって) 沸騰した湯で(その湯を沸かした) 火を消すようなもの(で、民の生活を乱し役人の仕事を面倒にするためにわざわざきまりを増やしたような、全く無駄に切迫したもの) である。(そんな時代の役人としては、) 勇猛果敢かつ厳格冷酷でなければ、どうして自分の任務の遂行に持ちこたえて泰然としていられるだろうか(、いや、そんな人物でなければ不可能である)。道徳(の大切さ) などあげつらつていては、自分の職務に忙殺されてしまうのが関の山だ。(やがて) 漢王朝が勃興し、四角いもの(の角) を(砕いて) 丸くし、彫刻(の細かい細工) を削り取って飾り気のないものと(するように) して、(法の) 網の目は小舟を飲み込むほどの大魚でも取り逃がすほどに(たいへん緩やかなもの) となった。そうして役人の行政はどんどんよい方向に進んでよこしまなものにはならず、民衆も平和に治まっている。これ(＝現在の状況) に基づいてこれ(＝今話題としている政治の問題) についてよくよく考えてみると、(官僚法治政治の要訣は、) あ(の道徳を重視する考え方) の部分にあるのであつて、こ(の法令を厳しくするというやりかた) の部分にはないのだ。

解答

- (一) 法律や制令とは、政治の手段であつて、民衆の道徳心における善悪の基準ではない。
- (二) 役人は勇猛果敢かつ厳格冷酷でなければ、自分の任務の遂行に持ちこたえてこれを楽しむことなどできるはずがない。
- (三) 法律や制令が非常に簡略で緩やかなこと。
- (四) 政治の要点は法令や取締りを厳重にすることではなく道徳を重視することだという主張。

書き下し文

夫れ天は分け予ふる所有り、之に齒を予ふる者は其の角を去り、其の翼を附くる者は其の足を両にす。是れ大を受くる者は小を取るを得ざるなり。古の禄を予へらるる者は、力に食まず、末に動かず。是れ亦た大を受くる者の小を取るを得ざることにして、天と意を同じくする者なり。夫れ已に大を受け、又た小を取れば、天も足らしむる能はず、而るを況んや人をや。此れ民の鬻鬻として足らざるに苦しむ所以なり。身籠せられて高位を戴き、家温かにして厚禄を食み、因りて富貴の資力に乗じて、以て民と利を下に争はば、民安んぞ能く之に当たらんや。故に禄を受くるの家は、禄を食むのみ、民と業を争はず。然る後利は均しく布くべく、民は家足るべし。此れ天の理にして、亦た古の道なり。

現代語訳

そもそも天には(万物に恩恵を平等に)分けて与えることがあって、(例えば)齒や牙を与えた者からは角を取り去り、翼を付けた者にはその足を(四本ではなく)二本にする。これは大きいもの(≡天からの大きな贈与)を受けた者は、(その上)小さいもの(≡天からの小さな利益)を得ることはできないということ(の証明)である。昔の(国家から)俸禄を与えられている者(≡官吏)は、力(を使う本業としての農業などの肉体労働)で生活することもなく、(工業や商業といった)末業に従事することもなかった。これもまた同様に大きな贈り物を受けた者は小さな利益を得ることができないということ、天と意図を同じにするものである。いたい、すでに大きな贈与を受け、その上小さな利益までも得てしまえば、天でさえも(人民を)満足させることはできず、まして人間(である君主)はなおさら(人民を満足させられようか、いやそんなことはできないのだ。これが人民が恨み悲しむ声を上げて不足に苦しんでいる理由である。その身は(君主に)寵愛されて高位を与えられ、家は暖かで手厚い俸禄を受け取り、それをもとに豊富な資金力をよいことにして、人民と利益を民業で争うならば、人民はどうしてそ(のような官吏)と互角に戦えるだろうか(、できるわけがない)。だから俸禄を受ける(官吏の)家は、俸禄を受けて生活するだけで、人民と民業を争わない(のが当然である)。そのよう

に、官吏が人民の利益を横取りしなく) なった後で利益は(官吏にも人民にも) 平均に行きわたることができ、人民は各々の家が充足できるのだ。このこと(すなわち大きな贈与を受けている者が小さな利益を得ることはできないということ)は、天の道理であり、また同様に古(来)の道理なのである。

解答

- (一) 国家から俸禄を与えられていた昔の官吏は、農業で生計を立てず、商工業にも従事しなかったものである。
- (二) そもそも、既に大利を得た者が小利をも得ては、天ですら人民を満足させられず、君主ならなおさら人民を満足させられない。
- (三) 豊富な財力を背景にする官吏が副業として農業や商工業に進出したら、人民は対抗できないということ。
- (四) 受大者不得取小(1〜2行目)

解説

(一) まずは「古之所予禄者」の部分について。「所」は受身で訓読しているから、そのまま使う。「予」は「与」。これも訓読からわかるからいいだろう。「禄」は、サラリー、つまり給料のこと(「俸禄」という語は覚えておこう)。「者」は、本来は強意の助辞で、特に意味はなく、一般に話題の主語が長い場合にそれを取りたてて強調する働きから邦語の係助詞「は」をあてることも多いのだが、ここでは「者」と読んでいる。この読みの場合は、「人・物・事」のいずれかで訳せばよいが、ここでは給料をもらう対象なので、当然「人」。ちなみに、「俸禄」は「官」が「君主」から与えられるものなので、この程度の具体化はしておきたい。

次に、述語部分を検討しよう。ここでのポイントは、「力」と「末」を具体化してやることである。ヒントになるのは「以与民争利於下」(5行目)と「不与民争業」(6行目)の部分。ここでの主語が「官」であるから、「力」や「末」は「民」の「業」と考えればよい。「末」は「注」に「商工業」とあるので、「力」は、肉体労働の「農業」と推測できよう。「力」を権力を乱用するという意味に解釈することも文脈によっては可能ではあるが、ここでは「不食於力」と「不動於末」が対句になっているので、「力」|| 「農

業」、「末」＝「商工業」としておくべきだろう。このあたりが明確にされている訳ならOK。「食」は生計を立てる、「動」は従事すると訳しておいた。ちなみに「働」の字は国字（日本でできた字）で、漢文には原則として使われないが、たとえば「活動」のように、もともと「動」の字に「はたらく」の意はあった。なお、ここで商工業を「末」といつているのは農業を国の「本」とする考え方に由来する。現代語の「第○次産業」などという表現に近い。

(二) 求められているのが「説明」ではなく「平易な現代語訳」であるから、まずは逐語訳をして、それに解答欄の範囲で情報を補うようにしていけばいい。

「夫」は、文頭では「それ」と訓み、「いったい」「そもそも」といった意味を表す《発語》のひとつである（ちなみに文中で「かノ」と読むときは指示の助辞である。また《発語》については、「抑^{そもそも}」「凡^{およそ}」「今^{いま}」などのニュアンスも調べてまとめてノートしておくとい）。「已受大、又取小」の「大」「小」については、1〜3行目に二度出てくる「受大者不得取小」の「大」「小」と同じ意味で、「大きな利」「小さな利」のこと（一で検討したとおり、前者は「官」、後者は「民」にそれぞれ相当しているが、この解答欄の大きさでそこまでの説明は無理だろう）。したがって、この前半部分の意味は「既に大利を得て、その上小利も得ること」になる。

後半部の訳出では、「而況乎」の《抑揚形》の理解がポイント。「ましてはなおさらだ」という口語訳の基本パターンを覚えておけば便利。一般には「なおさらどうなのか」を具体的に説明するのが鉄則だが、ここでは解答欄の許容字数からかなり厳しいことになる。しかし、直前に「天も人民を満足させられない」と説明したからといって、「まして人はなおさら」だけですませてしまうと、「天」と対比される「人」をどう解釈したのかわからない。「天も」を「天でさえ」とするのを最低限必要として、できれば後半もやはり具体化すべきだろう。あとは「天不能足」が、何を「足らしむる能はず」なのかを補っておけばいいだろう。ここでは「天」と「人」とが対比されており、また直後に「此民之所以囂囂」とあることから、「天が人民を満足させられない」↓「まして人（君主）ならなおさら人民の不満を買う」の意味に取っておくべき。この点が訳に反映されていければOK。

(三) まず傍線部分だけでわかることを片付けてしまおう。「安」は疑問詞で「どうして」、文末が「ンヤ」となっていることから《反語》とわかる。「能」は《可能》の助動詞。「当」は、ここでは、相当する・該当するといった意味の動詞であって、再読文字ではない。では、「之」の指示内容は何だろうか。「民安能当之」は、仮定の条件節「因乘富貴之資力、以与民争利於下」を受けており、この条

件節はまた「身籠而戴高位、家温而食厚禄」を受けているが、「籠（＝籠・君主に愛される）」「高位」「厚禄」という一連の表現から、これは、「官」のことだとわかる。したがって、ここでの「之」も「官」だとわかる。あとは設問の「文脈に即して具体的に」という指示に合わせて、どのような「官」であるかという具体的な説明を付加してほしい。つまり「富貴之資力」を具体化するということだ。要するに、財力の豊かさが指摘されていれればいい。ただし解答欄にゆとりがあるので、このような「官」に対して「民」が「当たる」とは「官」のどのような状態を言ったものかということも説明したい。直前の「与民争利於下」とは「下」すなわち民間で官が民と利を争うことを意味しているから、設問(一)で見た「民」の業である農工商業を「官」が副業とすることに言及しておけばよい。最後に、傍線部が反語であることから、「能」の反対の「不能」、つまり「不可能」の意味ははっきり打ち出すこと。

(四) 傍線部の最初にある「此」の指示内容は、この文章全体のテーマである。それを単刀直入に述べている部分を指摘する問題だ。具体例として「動物」の話と「官と民」の話があったのだが、両方に共通する抽象表現は、1～2行目の「受大者不得取小」だけである。2行目に「是亦……」とあるところに注目できれば容易であろう。現代文でも古文でも漢文でも同様に、キーワードは繰り返し登場するものである。「天有所分予」はやや曖昧なのでこれには劣る。他の部分はみな具体例を紹介する部分なので、「基本的な原理」としては弱い。